

「情報・コミュニケーション法（仮称）」
の早期制定等を求める意見書

誰もが情報にアクセスし、コミュニケーションが自由にとれることは社会生活に不可欠である。しかし、障がいや難病などさまざまな理由でそれらが困難な方々に対しては、適切な福祉政策や人的支援等により社会全体をバリアフリー化し、情報へのアクセスやコミュニケーションの自由を保障するための配慮や手段を義務化し、実行することが必要である。

去る1月20日、政府は「障害者の権利に関する条約」を批准したが、同条約には、障がい者自ら選択し、決定することが基本理念としてうたわれており、情報へのアクセスや自由なコミュニケーションに困難を抱える方々に対し、それらを保障する環境整備が望まれている。また、「障害者基本法」が改正された際、衆参両院において「(前略) 救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」等の附帯決議もなされている。

よって、国会及び政府においては、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を抱える方々が等しく社会参加ができるよう、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「障害者基本法」に手話が「言語」として定義されていることなどを踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の障がい者に関する法律において、「言語」、「コミュニケーション」、「情報」の定義、権利規定を明記し、あらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 当該法整備にあたり、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、
市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員